

建設産業委員会会議録（要点筆記）

令和6年9月3日（火）
午前9時30分 開会

○坂井美穂委員長

ただいまから建設産業委員会を開会します。

議案第54号「令和6年度半田市一般会計補正予算第4号中、当委員会に分割付託された案件」及び議案第55号「令和6年度半田市乙川中部土地地区画整理事業特別会計補正予算第2号」については、関連があるため、一括議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当 局 説 明）

○竹内正観光課長

6款商工費1項商工費4目観光費における観光振興事業の18節負担金、補助及び交付金の「発酵食・文化財活用インバウンド誘客推進事業補助金」336万6千円の追加は、本市の発酵食文化やそれに関連する文化財建物を活かしたインバウンド向けの誘客コンテンツを新たに造成するため、今後、旅行商品としての販売も行う半田市観光協会を事業主体に据えて、総事業費673万2千円の2分の1を補助するものです。事業内容としては、国の文化財に指定あるいは登録されている豪商邸宅の「小栗家住宅」「旧中埜半六邸主屋」及び、日本酒蔵元の「旧伊東合資会社」の建物を活用し、当地域が培ってきた酢・すし、豆味噌や日本酒といった発酵食文化をテーマにとした特別なディナーなどの食の体験に、エンターテイメントとしての光の演出を組み合わせた体験メニューを企画します。また、専門家の時代考証に基づく食文化の歴史ストーリーを通訳ガイドがわかりやすく解説することで、インバウンド向けの高付加価値な旅行商品として造成していきます。9月補正予算により事業を実施する理由は、インバウンド誘客を目的として本市も参画する「愛知発酵食文化推進協議会」が県主導により5月に設立され、今後、本市も参加する中、ブランディングやプロモーション等各種施策が展開されること、加えて、来年5月から7月に、海外でも大きな影響力をもつ小倉ヒラク氏がプロデュースする「発酵ツーリズム東海」の展示会が、本市をメイン会場の一つとして開催されるため、この開催を前にコンテンツ造成することが有効であると判断したことによるものです。なお、事業費の財源は、観光協会が文化庁の文化財活用推進事業補助金にも応募して内定を受けていることから、市の補助金と併用して事業実施します。

○内田尚良市街地整備課長

補足説明は、ありません。

○竹内正治建築課長

7款土木費6項住宅費1目住宅管理費12節委託料 321万円は、民間住宅耐震事業として、民間木造住宅診断員派遣委託料の追加です。この委託料は、昭和56年5月以前に建築された木造住宅への無料耐震診断を実施するもので、能登半島地震を受け市民の申込件数増加が見込まれ当初予定を超えることが予想されることから、本年7月までの申込状況を考慮し、当初の120件を188件とし、68件を追加したいものです。次に、18節負担金補助及び交付金 1千560万円は、民間住宅耐震改修費補助金の追加です。この補助金は住宅耐震改修を行う方への補助金を交付するもので、民間木造住宅診断と同様に申込件数が当初を超えることが予想されることから、当初の市内業者施工の14件、市外業者施工1件としていたものを、市内業者23件、市外業者・段階的補助4件としたいとするものです。これらの追加において、国庫補助金及び県補助金の充当を見込んでおり、15款国庫支出金2国庫補助金5目土木費国庫補助金3節住宅費補助金760万4千円と、16款県支出金2項県補

助金 6 目土木費県補助金 2 節住宅費補助金 380 万 2 千円を歳入として追加したいとするものです。

○内田尚良市街地整備課長

議案第 55 号について補正の対象となる踏切除却工事は、現在使用している乙川浜田仮踏切であり、これまでの JR との協議において、環状線開通に併せて除却することになっているもので、令和 6、7 年の債務負担行為にて除却工事を実施するものです。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

○伊藤正興委員

インバウンド誘客について、どこの国からの方を誘客する予定でこの事業を始めますか。

○竹内正観光課長

発酵食文化としては、麹菌を使用しているものとなり、これに関心がある国は主に、欧米豪です。しかしながら、セントレアには現在（直通の飛行機が）来ていませんが、その他には、台湾の方が関心があるため、台湾の方にもと考えています。

○伊藤正興委員

誘客として、欧米については、セントレアに（飛行機が）来ていないことを考えると非常に難しいと考えます。そのため、アジアから台湾という国が出てきたと思いますが、台湾の方のみの誘客でこの事業が成立するのか、その点について伺います。

○竹内正観光課長

セントレアから直接という点では、ご指摘の通りです。しかしながら、名古屋には欧米の方が多くみえ、宿泊もされています。JR 東海においては、関東、関西から名古屋を訪れた方をさらに、名古屋からこちらに引き込むことを考えています。また、愛知県においてもその点を意識していることから、少しずつそういった方を増やしていきたいと考えています。

○伊藤正興委員

少しずつ成果が表れることを期待します。成果がでるのは、どのくらい先となりますか。

○竹内正観光課長

多くの方が市内を訪れるという状況は、想定していません。インバウンドとしては、1 人あたりの消費額が大きいと、少人数の方でも消費額が大きくなることを目指していきます。また、受入れ対応を整いながら進めていくことから、ここ数年では成果が表れる見込みは低いと考えています。

○田中嵩久委員

補助金を出すとのことですが、決め打ちであったのか、今回の事業者にした理由を教えてください。

○竹内正観光課長

本事業は、継続して募集をかけるような補助金ではなく、市が政策的にやりたい事業であり、商品売るという点からも観光協会が一番良いと考え、手あげ方式ではなく、決め打ちとしたものです。

○田中嵩久委員

観光協会が全体をマネジメントすることになるとと思いますが、1 点のみが盛り上がってもうまくいかないと考えます。このことからその点における協力体制も含め、依頼しているということでよいでしょうか。

○竹内正観光課長

発酵食文化がキーとなり、今回はそれに該当する 3 か所が手をあげていただき、このような形となっています。

○坂井美穂委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

始めには、議案第 54 号を行います。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号「令和 6 年度半田市一般会計補正予算第 4 号中、当委員会に分割付託された案件」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 55 号を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号「令和 6 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号」は、原案のとおり可決しました。

○坂井美穂委員長

次に、議案第 64 号「半田市創造・連携・実践センター条例の一部改正について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当 局 説 明）

○大木康敬産業課長

補足説明はありません。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

【 「なし」との声あり 】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号「半田市創造・連携・実践センター条例の一部改正について」は、原案のとおり可決しました。

○坂井美穂委員長

次に、議案第 67 号「半田赤レンガ建物の指定管理者の指定について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当 局 説 明）

○竹内正観光課長

半田赤レンガ建物の指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をいただきたいとするものです。

内容は、1 管理を行わせる公の施設の名称は、半田赤レンガ建物。2 指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人半田市観光協会。3 指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から

令和 12 年 3 月 31 日までです。なお、本件の指定管理者候補の選定は、半田市指定管理者選定委員会の決定によるものです。選定は公募型プロポーザル方式により実施し、3 団体から提案申込がありました。令和 6 年 7 月 26 日開催の選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションを実施し、合格基準点を 70 点として審査した結果、資料の得点表のとおり、運営方針、事業計画、チャレンジ提案の項目で高い評価を受け、各評価項目の合計が最高得点の 80.25 点となった「特定非営利活動法人半田市観光協会」が指定管理者候補として決定されたものです。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

○岩田玲子委員

これまで大手が選定されているところ、今回「観光協会」が選定されたことは良かったと思います。その中で、このたび選定項目に「チャレンジ提案」が追加された理由を教えてください。

○竹内正観光課長

赤レンガ建物は、間もなく 10 年となります。新たな機能や施設の改善を図るためにも、指定管理者がこのようにすれば、施設がさらに良くなるといった考えや意見があると考え、5,000 万円を上限に提案していただくこととしました。提案内容を取り入れるかどうかは、また検討となりますが、審査する中で提出された提案内容も重視したいと考え、項目を設けたものです。

○岩田玲子委員

とても良い提案だったということでしょうか。

○竹内正観光課長

観光協会からの提案は、人の導線がしっかりできていないということから、クラブハウスへの導線を見直すとともに、クラブハウスを開放し、自主企画などを実施したいというものでした。また、敷地の角が使われていない点があったことから、使われるように通路を作るといった提案など敷地の有効利用などを提案されました。他の団体からは、映像やイルミネーションなどが提案されました。観光協会の提案は、地味で目立たないですが、導線などは一番大事であると判断したものです。

○伊藤正興委員

賑わいを作るという提案の方がよかったと感じましたが、その点はいかがですか。

○竹内正観光課長

チャレンジ提案は、ハード面を中心に提案をすることを求めたものです。ご指摘のソフト面については、普通の提案の中に盛り込まれています。観光協会の提案では、クラブハウスの稼働率についての課題をあげられ、それに対し、観光協会が持つネットワークを活用し、赤レンガに纏わる建築や醸造などいろいろなテーマを設け、ネットワークを作りあげ、活用して企画展をやっていきたい旨の提案がされていました。

○伊藤正興委員

活性化に繋がる取組みを期待します。視点を変えての質問となりますが、指定管理者は 1 期目、2 期目、3 期目と全て異なることとなりますが、市として期が変わるたびに今後も違う業者に変えていくといった考えがあるのか、ないのか。安定した運営をするのか、などの点についてはどのように考えていますか。

○竹内正観光課長

5 年ごとに指定管理者は、変わっています。指定管理者が変われば、ゼロからのスタートになるため、デメリットであると考えます。指定管理期間を 10 年にすることもできますので、4 期目以降については、安定的に運営をした方がよいのかといった点も踏まえ、今

期の状況を勘案しながら、判断することが良いと考えます。

○澤田勝副委員長

1回目、2回目の評価項目にチャレンジ提案はありましたか。

○竹内正観光課長

ありませんでした。施設が10年になるときに改修等を実施したいとの考えがあり、良い提案があれば、実施について検討したいと考え、このたび、項目を増やしたものです。

○澤田勝副委員長

このたび、チャレンジ提案項目が追加され、最終的にチャレンジ提案項目において最高評価数を得た地元の団体が選定されることになりました。これまでは、どちらかというところプロフェッショナルであり、企画力や集客力にも実績があったと思います。そのため、集客に対する考え方について、これまでと比較すると温度差があるように感じましたが、その点についてはいかがですか。

○竹内正観光課長

今まで通り実施していても変わらない、次の一步を踏み出すためには視点を変えることが必要と考えました。そのためには、横の繋がりとして、ネットワークやコミュニティを作り、様々な方が参画しやすいといったことが次の一手となり、新たな赤レンガの価値を見出すといった提案がなれ、変化を求めたと考えています。地元の方からもいろいろな意見があがっていることから地元密着のメリットはあると考えています。

○澤田勝副委員長

仮にチャレンジ提案における評価点が異なっていたら、総合得点として次点の団体との結果が入れ替わることになっていたのでしょうか。また、事業計画の内容はどのようなものでしたか。

○竹内正観光課長

確かに、ご指摘いただいた結果になると考えますが、選定委員会では、評価点において、最大値と最小値を除き、平均点を算出して実施しました。また、事業計画としては、クラブハウスの有効活用として、単なる貸し部屋ではなく、こちらから積極的に情報発信をして使用していく、活用を希望される声を拾い上げた提案であったことが、他の団体と異なる点でした。

○坂井美穂委員長

ほかにありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第67号「半田赤レンガ建物の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

○坂井美穂委員長

次に、議案第68号「半田市創造・連携・実践センターの指定管理者の指定の変更について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】(当局説明)

○大木康敬産業課長

補足説明はありません。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

○田中嵩久委員

地域の事業所に場所を貸すということになると思いますが、既に予約や事業開始を希望する事業所や個人の方などに影響はなかったのでしょうか。

○大木康敬産業課長

オープン日が10月1日から11月15日に分かった時点で、実際の募集は行っていませんでした。そのため、現時点では、利用者の方へ影響が及んではないものと認識しています。

○澤田勝副委員長

オープンが1ヶ月半延長されることに伴い、本来であれば、減額補正を行うことが必要であったのではと考えます。そのため、減額を行わなかった理由を教えてください。

○大木康敬産業課長

今回1ヶ月半延長されるため、その分減額として再計算をしました。例えば、人件費やOA機器などのリース料となります。あわせて、収入についても再計算をし、差し引きを行ったところ、金額としては約45万円でした。そのため、指定管理者と協定を結ぶ際に、不用額として残す対応をするという判断をしたものです。

○坂井美穂委員長

ほかにご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第68号「半田市創造・連携・実践センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

○坂井美穂委員長

次に、議案第69号「令和5年度半田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】(当局説明)

○奥田陽一上水道課長

始めに、前提としまして半田市の水道事業は公営企業であるため、未処分利益剰余金の処分については、公営企業として安定的な運営に資するための処分として、将来、必要となる施設更新への資金の積み立てと、管路など長期的に使用する施設の取得分を自己資本金へ組み入れることとしています。なお「処分」とは、今回の決算により算出された剰余金が、現時点では、その用途がまだ決まっていない状況ですので、「その使い道を定める」という会計上の処理のことです。(資料に基づき説明)

令和5年度末の未処分利益剰余金の残高は、2億2,560万6,325円です。この内訳は、前年度(令和4年度)から繰越された剰余金と、当年度(令和5年度)の決算に基づく純利益、次の減債積立金の使用分、その次の建設改良積立金の使用分の合計です。減債積立金への積立ては、令和6年度に償還する企業債の元本分が約6,300万円の予定のため、積立てを6,000万円とします。自己資本金への組み入れは、これまで企業債を充てて建設し、取得し

た施設にあり、令和 5 年度に償還した金額分については、返済したことによって水道事業の資産となったため、自己資本金として償還金同額 6,603 万 5,637 円を組み入れるものです。処分内容は、未処分利益剰余金全体から減債積立金と自己資本金への組み入れ額を差し引いた金額のうち、1,000 万単位できりの良い 9,000 万円を今後の建設改良事業に充てる建設改良積立金とし、残り端数は翌年度へ繰り越すものです。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

【 「なし」との声あり 】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。
ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号「令和 5 年度半田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、原案のとおり可決しました。

○坂井美穂委員長

次に、議案第 70 号「令和 5 年度半田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当 局 説 明）

○榊原健史下水道課長

下水道事業は、一般会計からの繰入金で収支の不足分を賄っていますが、決算では、流域下水道管理運営費負担金の予算との差額や請負差金などの要因により、収入と支出との差額が純利益として発生します。この純利益は、一般会計との申し合わせにより、全額企業債の償還に充当することとしています。（資料に基づき説明）

当年度未処分利益剰余金の令和 5 年度末残高は、1 億 2,927 万 4,196 円です。この内訳は、令和 4 年度の純利益を令和 5 年度に繰越した前年度繰越剰余金 2,072 万 9,736 円、令和 5 年度に発生した当年度純利益、6,074 万 2,356 円、令和 5 年度に企業債償還のため減債積立金から使用した 4,780 万 2,104 円の合計です。処分の内容としては、減債積立金への積立は令和 5 年度欄に記載のとおり、前年度繰越剰余金 2,072 万 9,736 円で、令和 6 年度の企業債償還に充当します。自己資本金への組み入れは、4,780 万 2,104 円で、令和 5 年度に企業債の償還に充てた結果、下水道事業の資産となったものを自己資本金として組入れるものです。処分の合計は、6,853 万 1,840 円です。処分後残高 6,074 万 2,356 円は、6 年度に繰り越し、全額を令和 7 年度の企業債償還に充当する方針です。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

【 「なし」との声あり 】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。
ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号「令和 5 年度半田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、原案のとおり可決しました。

○坂井美穂委員長

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

ありがとうございました。

それでは、私から 10 日（火）から予定されております決算審査に係る審査順序につきましては、お手元の「令和 6 年度建設産業委員会決算審査順（案）」に記載のとおり、10 日（火）午前 9 時 30 分からは、市民経済部を行います。この日は市民経済部の審査終わっても、次の建設部の審査には入らないこととします。13 日（金）午後 1 時 30 分からは、建設部の審査を、17 日（火）午前 9 時 30 分からは、水道部の審査を行います。18 日（水）の午後 3 時から、総括質疑を行う予定です。採決は、すべて総括質疑の際に行います。決算審査の進捗状況により、10 日（火）決算審査後に予定されている分科会の開催日程を変更させていただくこともありますので、ご承知おきください。以上の日程で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。なお、決算審査に係る会議の進行につきましては、各課の説明を行ったのち、質疑に入ることといたしますので、よろしくお願いいたします。当局につきましては、ご承知おきください。次に、質疑の方法ですが、建設産業委員会は、過去に、課ごとに質疑を行う方法をとる場合と課を限定せず質疑を行う方法をとっております。今年度につきましては、昨年度と同様に、課を限定せず、部ごとに質疑を行う方法で行いますので、よろしくお願いします。事前の読み原稿につきましては、提出されしだい、委員の皆さまにタブレット端末にてご案内します。それでは、次回の委員会は、10 日（火）の午前 9 時 30 分から開催いたしますので、よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

午前 10 時 17 分 閉会